

項 目	学校運営協議会(コミュニティスクール)	学校評議員
法令上の根拠等	・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 47 条の 5 (平成16年9月9日施行・平成29年3月31日改正) ・ <u>教育委員会</u>は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。(努力義務)	・「学校教育法施行規則」第 49 条 (平成12年4月1日施行) ・ <u>各学校等</u>は設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。(任意設置)
目的	・ <u>保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組む。</u>	・ <u>校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞く。</u>
位置付け	・ <u>法律に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の学校運営とそのために必要な支援について協議する合議体の機関。</u>	・ <u>校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。合議体ではない。</u>
任命	・ <u>教育委員会が任命。</u> (委員の身分は、<u>非常勤特別職の地方公務員</u>)	・ <u>校長が推薦し、設置者が委嘱。</u> ※ 評議員の委嘱を、学校設置者から校長に委任することが可能 (H27、1、15 文科初第 1038 号)
主な内容	・ <u>以下の具体的な権限を有する。</u> ① <u>学校の運営に関する基本的な方針について承認する。</u> ② <u>学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、教育委員会規則に定められた範囲において意見を述べることができる。</u> ③ <u>教職員の任用に関して教育委員会規則に定められた範囲において意見を述べることができる。</u>	・ <u>学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。</u> ・ <u>学校評議員に意見を求める事項は校長が判断する。</u>
人数	・ <u>教育委員会が定める。</u>	・ <u>校長が定める</u>
報酬	・ <u>あり</u> ※ <u>報酬額については、設置市町村の定めるところによる。</u>	・ <u>設置市町村の定めるところによる。</u>